

あたらしくはいった本 (令和3年1月 貸出開始資料から)

- 小説 **メイド・イン京都**(藤岡陽子/著) **さのよいよい**(戌井昭人/著) **ラスト**は初めから決まっていた(小手鞠るい/著) **コロナと潜水服**(奥田英朗/著) **バイター**(五十嵐貴久/著) **天を測る**(今野敏/著) **野良犬の値段**(百田尚樹/著) **当確師** 十二歳の革命(真山仁/著) **月下美人を待つ庭で**(倉知淳/著) **続けてみます**(ファンジョンウン/著) **オリーブ・カタリッジ**、ふたたび(エリザベス・ストラウト/著) **仕事の喜びと哀しみ**(チャンリュジン/著)
- 随筆・詩などの文学 **百人一首解剖図鑑**(谷知子/著) **野の古典**(安田登/著) 工学部ヒラノ教授のウィーン独り暮らしの報酬(今野浩/著) **自転車に乗って**(伊藤礼/著ほか) **ロボット**(カレル・チャペック/著)
- その他の本 **カンマの女王**(メアリ・ノリス/著) 今日、これ買って来た(笠原将弘/著) **農家が教えるトウモロコシつくりコツと裏ワザ**(農文協/編) にほんでいきる(毎日新聞取材班/編) **落語でわかる「民法」入門**(森草太/著) **手作りを楽しむ蜜ろう入門**(安藤竜二/著)

みんなのとしょかん



市民図書館

TEL (921) 4646
FAX (921) 4896
<http://www.library.dazaifu.fukuoka.jp/>



『メイド・イン京都』
藤岡陽子
朝日新聞出版



『さのよいよい』
戌井昭人
新潮社



『ラストは初めから決まっていた』
小手鞠るい
ポプラ社

としょかんカレンダー

令和3年	日	月	火	水	木	金	土
3		①	2	3	4	5	6
	7	⑧	9	10	11	12	13
	14	⑮	16	17	18	19	20
	21	⑳	22	23	24	25	26
	28	29	30	31			

○のついた日は休館日

金・土曜日(祝日を除く)は午後7時まで開館しています。

●新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来館の際はマスク着用などのご協力をお願いします。

まちをきれいに——明治時代の清潔法

近代の日本では、日常の伝染病対策としては専ら「清潔法」が行われていました。清潔法とは、地中・水中・空气中に存在する病毒(微生物)が主に腐敗物を糧に増殖するという考えのもと奨励された、地域の溝渠・芥溜・廁圍(便所)の掃除と家屋の清掃です。清潔法は、明治13(1880)年公布の「伝染病予防規則」(太政官布告)の附属法規である「伝染病

予防心得書」(内務省達)で伝染病ごとの実施が規定されています。旧太宰府町と水城村でも、明治末頃から年2回、定期的に清潔法が行われますが「事務報告」『太宰府市史 近代資料編』、清潔法実施の主体となったのは各区の衛生組合でした。

また、国では早くから、環境保持のためにはごみ処理も重要な対策の一つとして考えており、明治33年に廃棄物に関する法律「汚物掃除法」が成立します。旧太宰府町では、明治38年度に「塵芥焼却場」4カ所(大町・新町・連歌屋・馬場)の設置予算が



～公文書館だより⑧～

衛生組合は、明治20年の「虎列刺病予防消毒心得書」(内務省訓令)で全国的にその設立が指示され、区戸長の監督の下「各町内毎二便宜」編成されました。ここにおいて土地の清潔維持や早期消毒などは基本的にその地区の「相互扶助」に任せられることになり、小栗史朗「地方衛生行政の創設過程」)。そして、同28年の内務省訓令で清潔法は市町村の責任で実施

することが示されます。旧太宰府町の場合、明治38年度の予算書によると、三条・連歌屋・馬場・五条・大町・新町・北谷・内山・松川・片ノ谷の地区ごとに町から補助費が出されています。清潔法の施行と伝染病患者発生の際には特別補助が出されましたが(『太宰府町々会議事録』)、それも含めた各区の補助費の平均は6円程度でした。

また、国では早くから、環境保持のためにはごみ処理も重要な対策の一つとして考えており、明治33年に廃棄物に関する法律「汚物掃除法」が成立します。旧太宰府町では、明治38年度に「塵芥焼却場」4カ所(大町・新町・連歌屋・馬場)の設置予算が

組まれますが、これは借地に柵囲いを施しただけの設備だったようで、町場に出されるごみを集積して野焼きにしたものかと想像され、当時、一部の自治体で導入された、レンガ造りの焼却炉を持つ先進的な施設とは趣を異にしたようです。

太宰府市公文書館 藤田理子